

堺市公報 号外第11号	令和2年12月23日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<条例>	
○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例 【環境局環境保全部環境対策課】	4
○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 【環境局環境事業部環境事業管理課】	21
○堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	22
○堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	23
○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 【健康福祉局障害福祉部障害者支援課】	25
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所食品衛生課】	26
○堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所食品衛生課】	27
○堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】	31
○堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例 【建設局土木部路政課】	32
○堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 【建設局道路部道路計画課】	40
○大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の整備に関する条例 【消防局総務部総務課】	42
○堺市基金条例の一部を改正する条例 【教育委員会事務局総務部学務課】	47
○堺市立学校設置条例の一部を改正する条例	

【教育委員会事務局学校管理部施設課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

本号で公布された条例のあらまし

○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和2年条例第48号）

本市の区域内における土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等を原因とする災害の防止を図り、もって生活環境を保全することを目的として、土砂埋立て等に関係する者の責務を明確にするとともに、土砂埋立て等に関する規制について定めるもの

○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第49号）

旧美原町の編入に伴う古紙の排出方法等に係る経過措置に関する規定を削るとともに、動物の死体の処理に係る手数料について、その対象となる範囲を明記するもの

○堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例（令和2年条例第50号）

民法の一部改正を踏まえ、小口更生資金の償還に係る遅延利息の割合を3パーセントに引き下げるとともに、その額の端数処理等について規定上明記するもの

○堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第51号）

地方税法等の一部改正を踏まえ、次に掲げる条例について、延滞金の割合の特例に係る規定の改正を行うもの

- (1) 堺市国民健康保険条例
- (2) 堺市行政財産の目的外使用に関する条例
- (3) 堺市介護保険条例
- (4) 堺市後期高齢者医療に関する条例

○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（令和2年条例第52号）

堺市障害支援区分認定審査会の委員の定数を60人以内から80人以内に増やすもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年条例第53号）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る手数料を定めるもの

○堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年条例第54号）

食品衛生法等の一部改正による営業許可業種の見直し等により、営業許可申請手数料等に関する規定等を改めるもの

○堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（令和2年条例第55号）

堺市立福泉中央こども園を廃止するもの

○堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第56号）

地価の変動等に鑑み、本市における道路等の占用料等の額を改定するもの

○堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年条例第57号）

道路構造令の一部改正を踏まえ、同令で定める基準を参酌して、自転車通行帯に係る規定の新設、自転車道の設置要件の見直し等を行うもの

○大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年条例第58号）

大阪狭山市の消防事務を堺市が受託することに伴い、改正を要する条例について、当該消防事務の受託に関する所要の改正を行うもの

○堺市基金条例の一部を改正する条例（令和2年条例第59号）

山口奨学基金、播野奨学基金、堺市奨学基金、堺市障害者奨学基金、中堀奨学基金、我堂奨学基金及び濱口奨学基金を統合し、新たな基金として堺市奨学等基金を設置するもの

○堺市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和2年条例第60号）

堺市幼児教育基本方針に基づき、研究実践園として選定した4園を除く公立幼稚園を廃止するもの

条 例

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第48号

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 土砂埋立て等の許可等（第9条―第29条）
- 第3章 土地の所有者の義務（第30条・第31条）
- 第4章 土砂搬入禁止区域（第32条―第34条）
- 第5章 雑則（第35条―第39条）
- 第6章 罰則（第40条―第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「土砂埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土、切土その他土地への土砂（混入し、又は付着している物を含む。以下同じ。）の堆積を行う行為をいう。

2 この条例において、「埋立て等区域」とは、土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。

3 この条例において、「土砂を発生させる者」とは、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、災害の防止上又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。

（土砂埋立て等を行う者の責務）

第4条 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂を発生させる者の責務)

第5条 土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

(土砂を運搬する者の責務)

第7条 土砂を運搬する者は、沿道への粉じんの飛散及び道路の汚損の防止並びに騒音及び振動の低減に努めなければならない。

(土砂埋立て等による崩落等の防止)

第8条 土砂埋立て等を行う者は、当該土砂埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、及び流出しないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、災害の防止上若しくは生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2章 土砂埋立て等の許可等

(土砂埋立て等の許可)

第9条 埋立て等区域(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域にあつては、当該一団の土地の区域)の面積が500平方メートル以上である土砂埋立て等(大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成26年大阪府条例第177号)の規定の適用を受ける土砂埋立て等を除く。)を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立て等については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立て等
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等
- (5) 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であつて規則で定めるもの

- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等
- (7) 軽易なものとして規則で定める土砂埋立て等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立て等
(事前協議)

第10条 前条の許可の申請をしようとする者(次条及び第12条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土砂埋立て等について市長と協議しなければならない。

(土地の所有者の同意)

第11条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、第13条第1項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

2 第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

3 第25条第1項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

4 前3項に定めるもののほか、土砂埋立て等を行おうとする者は、あらかじめ、当該行為に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、その土砂埋立て等の内容を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺地域の住民への周知)

第12条 申請予定者は、その許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項の申請書(以下この項において「申請書」という。)の記載事項を周知させるための説明会(以下この項において「説明会」という。)を開催し、住民の理解を得るように努めるものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の記載事項を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による住民への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。

3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者について準用する。

(許可の申請の手続)

第13条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 土砂埋立て等の目的
 - (3) 埋立て等区域の位置及び面積
 - (4) 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
 - (5) 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
 - (6) 土砂埋立て等に使用される土砂の量
 - (7) 土砂埋立て等の期間
 - (8) 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び土砂埋立て等の完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
 - (9) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
 - (10) 埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために講ずる措置
 - (11) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、第11条第1項の同意を得たことを証する書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 3 第9条の許可を受けようとする者は、第1項第7号の土砂埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。

（許可の基準等）

第14条 市長は、第9条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

- (1) 申請者が、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
 - イ 第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
 - ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則

で定める相当の理由がある者

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が、当該申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

(3) 第11条第1項の同意を得ていること。

(4) 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。

(5) 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていること。

(6) 土砂埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状並びに土砂埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

(7) 当該申請に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

2 第9条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合には、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

3 第9条の許可には、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（変更の許可等）

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る第13条第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、第11条第2項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、第12条第3項において準用する同条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 前条の規定は、変更許可について準用する。
- 5 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

(土地の所有者への通知)

第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第11条第1項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る第13条第1項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、第9条の許可を受けた者は、当該許可に第14条第3項の規定により条件が付された場合については、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地の所有者に書面で通知しなければならない。
- 3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第11条第2項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合については当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。
- 4 第9条の許可を受けた者は、前条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

(土砂埋立て等の着手の届出)

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂の搬入の報告)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

- 2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。

(土砂管理台帳の作成)

第19条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に用いた土砂の量その他の規則で定める事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。

(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)

第20条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂管理台帳の写しを添付して、当該土砂埋立て等に使用された土砂の量を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第21条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 第9条の許可に係る埋立て等区域からの排水については、規則で定める水質の基準(以下「水質基準」という。)を満たすものでなければならない。

4 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域からの排水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第22条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(関係図書の閲覧)

第23条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第13条第1項又は第15条第2項の申請書の写し、第19条の土砂管理台帳その他規則で定める図書を管理事務所に備え置き、当該許可に係る土砂埋立て等に関し災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(土砂埋立て等の完了の届出等)

第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該土砂埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出(休止した土砂埋立て等を再開した場合の届出を除く。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂埋立て等が第14条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る土砂埋立て等に使用された

土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第25条 第9条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該第9条の許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）

(2) 第9条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 申請者が第14条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第11条第3項の同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。

5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までには、被相続人に対してした第9条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

(命令)

第26条 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等について第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けないで土砂埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂埋立て等に使用された土砂の全部又は一部を撤去するとともに、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第24条

第3項の通知又は次条第2項の取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、第9条の許可を受けた者に係る土砂埋立て等が、第14条第1項第5号又は第6号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

5 市長は、第9条の許可を受けた者に係る埋立て等区域からの排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第27条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第9条の許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る土砂埋立て等に着手しないとき。

(3) 第9条の許可に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る土砂埋立て等を行わないとき。

(4) 第14条第1項第1号エに該当するに至ったとき。

(5) 第14条第1項第1号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。

(7) 第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

(8) 第18条から第22条までの規定に違反したとき。

(9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

（関係図書の保存）

第28条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等について、第24条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から3年を経過する日まで、当該許可に係る土砂管理台帳及

び土砂埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。

(軽易な土砂埋立て等の届出)

第29条 次の各号のいずれかに該当する土砂埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、第9条の許可に係る土砂埋立て等及び同条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する土砂埋立て等については、この限りでない。

(1) 埋立て等区域の面積が500平方メートル以上の土砂埋立て等で、第9条第7号に該当するもの

(2) 次のいずれにも該当する土砂埋立て等

ア 埋立て等区域の面積が500平方メートル未満であること。

イ 土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点（切土の場合にあっては、最も高い地点）と土砂埋立て等によって生ずる地盤面の最も高い地点（切土の場合にあっては、最も低い地点）との垂直距離（当該土砂埋立て等を行う日前3年以内に行われた土砂埋立て等によって生じた地盤面の垂直距離を合算したものを含む。）が3メートル以上となること。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項

(2) 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量

(3) 土砂埋立て等の完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して14日を経過した後でなければ、当該届出に係る土砂埋立て等を施工してはならない。

4 第11条第1項及び第2項、第13条第2項、第15条（第4項を除く。）、第16条（第2項を除く。）、第18条第1項、第19条、第21条第3項及び第4項、第22条、第24条第1項、第26条（第3項及び第4項を除く。）、第28条、第30条並びに第31条の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	申請予定者	第29条第1項の規定による届出をしようとする者
	当該申請	当該届出
	第13条第1項第1号から第11号まで	第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号まで

第11条第2項	第15条第1項に規定する 変更許可の申請	第29条第4項において読 み替えて準用する第15条 第1項に規定する変更届出
	当該申請	当該届出
第13条第2項	前項の申請書	第29条第2項の届出書
	第11条第1項	第29条第4項において読 み替えて準用する第11条 第1項
	、前条第2項に規定する書 面その他規則で定める図書	その他規則で定める図書
第15条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定によ る届出をした者
	当該許可	当該届出
	第13条第1項各号	第13条第1項第1号から 第5号まで及び第9号から 第11号まで
	市長の許可（以下「変更許 可」という。）を受けなけれ ばならない	市長に届出（以下「変更届 出」という。）をしなけれ ばならない
第15条第2項	変更許可を受けようとする 者	変更届出をしようとする者
	申請書	届出書
第15条第3項	申請書	届出書
	第11条第2項	第29条第4項において読 み替えて準用する第11条 第2項
	、第12条第3項において 準用する同条第2項に規定 する書面その他規則で定め る図書	その他規則で定める図書
第15条第5項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定によ る届出をした者
第16条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定によ る届出をした者
	当該許可を受けた日	当該届出をした日
	第11条第1項	第29条第4項において読 み替えて準用する第11条 第1項

	当該許可	当該届出
	第13条第1項第1号から第11号まで	第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号まで
第16条第3項	変更許可を受けた	変更届出をした
	第11条第2項	第29条第4項において読み替えて準用する第11条第2項
	当該変更許可	当該変更届出
	並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合については当該条件の内容を、書面で	を書面で
第16条第4項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
第18条第1項及び第19条	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
第21条第3項	第9条の許可	第29条第1項の規定による届出
第21条第4項、第22条及び第24条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
第26条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
第26条第2項	第9条又は第15条第1項	第29条第1項又は同条第4項において読み替えて準用する第15条第1項
	許可を受けないで	届出をしないで
第26条第5項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可を受けた者	当該届出をした者
	当該許可	当該届出
第28条	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者

	当該許可	当該届出
	第24条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日	第29条第4項において読み替えて準用する第24条第1項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）をした日
第30条第1項	第11条	第29条第4項において読み替えて準用する第11条
第30条第2項	第9条の許可又は変更許可の内容（第11条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）	第29条第1項の規定による届出又は変更届出の内容（第29条第4項において読み替えて準用する第11条に規定する同意をした場合におけるものに限る。）
第31条第1項	第26条（第2項を除く。）	第29条第4項において読み替えて準用する第26条第1項、第2項又は第5項
第31条第1項第1号	第9条の許可又は変更許可	第29条第1項の規定による届出又は変更届出

第3章 土地の所有者の義務

（土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務）

第30条 第11条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第9条の許可又は変更許可の内容（第11条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

第31条 市長は、第26条（第2項を除く。）の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧

告することができる。

- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 土砂搬入禁止区域

（土砂搬入禁止区域の指定）

第32条 市長は、埋立て等区域（大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可又は同条例第12条第1項に規定する変更許可を受けているものを除く。）及びその周辺の区域において土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
- 4 市長は、第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、当該職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土砂の搬入の禁止）

第33条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

（土砂搬入禁止区域の解除）

第34条 市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第5章 雑則

（報告の徴収）

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者に対し、

当該土砂埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第11条に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該同意に係る土砂埋立て等について、第30条第1項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表)

第37条 市長は、第26条又は第27条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(大阪府警察本部長からの意見聴取)

第38条 市長は、第9条の許可若しくは変更許可又は第25条第1項の承認をしようとするときは、第14条第1項第1号エからキまでのいずれかに該当する事由(同号オからキまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号エに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、第27条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号エからキまでのいずれかに該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条、第15条第1項又は第25条第1項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けた者
- (3) 第26条第1項から第4項まで(第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(4) 第33条の規定に違反した者

第41条 第26条第5項（第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 第31条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(6) 第21条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者

(8) 第22条第2項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者

(9) 第35条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(10) 第36条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第28条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に土砂埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第9条及び第29条の規定は、適用しない。その者が当該期間内に第9条の許可の申請をした場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 この条例の施行の際、現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立て等については、当該許可等に係る許可期間が満了する日（当該許可期間が3年を超える場合にあっては、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日）までの間は、第2章の規定は、適用しない。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第49号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の
一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表中「1体」の次に「(紙製の箱その他の一体的に処分する物を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第50号

堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を
改正する条例

堺市小口更生資金貸付基金条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「5パーセント」を「3パーセント」に改め、「額」の次に「（当該額に1円未満の端数があるときはその端数を、当該額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てた額）」を加える。

第8条中「第7条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、適用日以後に貸し付ける小口更生資金について適用し、適用日前に貸し付けた小口更生資金については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第51号

堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(堺市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 堺市国民健康保険条例(昭和34年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(堺市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正)

第2条 堺市行政財産の目的外使用に関する条例(昭和39年条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(堺市介護保険条例の一部改正)

第3条 堺市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「保険料の納付義務者」を「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。))」に改める。

第16条第1項中「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。))」を「保険料の納付義務者」に改める。

附則第14条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(堺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように

改正する。

第1条中「。以下「広域連合条例」という。」を削る。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例附則第13項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例附則第4項、堺市介護保険条例附則第14条及び堺市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第52号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律施行条例の一部を改正する
条例

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「60人」を「80人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第53号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料）

第22条の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行手数料 1件 870円

(2) 法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定申請手数料

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第21条第1号に掲げる施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定 当該施設認定農林水産物等の種類ごとに1件 20,900円

イ アの施設認定農林水産物等以外の施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定 当該施設認定農林水産物等の種類ごとに1件 10,400円

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第54号

堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「屋台等」の次に「（次項において「組立式店舗等」という。）」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者が同項の許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の80パーセント（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあつては、40パーセント）に相当する額とする。

第2条 堺市食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（許可証の交付等）

第2条 市長は、法第55条第1項の許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、許可証を交付するものとする。

- 2 営業許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の許可証をその営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、政令第35条第2号に規定する自動販売機による営業の場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の営業に係る許可業者は、自動販売機ごとに許可済の証を当該自動販売機の見やすい場所に貼付しなければならない。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第3条 営業許可（営業許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 法第54条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等（次項において「組立式店舗等」という。）で行う場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 3 許可業者からその許可に係る営業を譲り受けた者が営業許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表に定める更新申請手数料の額（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあつては、同表に定める更新申請手数料の額の50パーセントに相当

する額)とする。

- 4 食品衛生の営業に係る証明を受けようとする者は、1件につき500円の手数料を納付しなければならない。
 - 5 市長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。
 - 6 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 別表を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の第2条第4項の規定は、第1条の規定の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の堺市食品衛生法施行条例(以下「新条例」という。)第3条第1項から第3項までの規定は、施行日以後に営業を開始する許可に係る申請の手数料について適用し、施行日前に営業を開始した許可に係る申請の手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第4項の規定は、施行日以後になされる申請に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際、現に交付されている営業許可(食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可をいう。以下同じ。)に係る許可証で現に効力を有するものは、新条例第2条第1項の規定により交付された許可証とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に営業許可を受けている者であって、引き続き当該営業許可に係る営業を行っているものが、施行日以後最初に行う改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可に係る申請の手数料の額は、新条例別表に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表に定める更新申請手数料の額とする。

別表（第3条関係）

区分		単位	金額	
1	飲食店営業	1件	新規申請手数料	16,000円
			更新申請手数料	12,800円
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
3	食肉販売業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
4	魚介類販売業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
5	魚介類競り売り営業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
6	集乳業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
7	乳処理業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
8	特別牛乳搾取処理業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
9	食肉処理業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
10	食品の放射線照射業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
11	菓子製造業	1件	新規申請手数料	14,000円
			更新申請手数料	11,200円
12	アイスクリーム類製造業	1件	新規申請手数料	14,000円
			更新申請手数料	11,200円
13	乳製品製造業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
14	清涼飲料水製造業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
15	食肉製品製造業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
16	水産製品製造業	1件	新規申請手数料	16,000円
			更新申請手数料	12,800円

17	冰雪製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
18	液卵製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
19	食用油脂製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
20	みそ又はしょうゆ製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	16,000円 12,800円
21	酒類製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	16,000円 12,800円
22	豆腐製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
23	納豆製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
24	麺類製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
25	そうざい製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
26	複合型そうざい製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
27	冷凍食品製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
28	複合型冷凍食品製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
29	漬物製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
30	密封包装食品製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
31	食品の小分け業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
32	添加物製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第55号

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を
改正する条例

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立福泉中央こども園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第56号

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,500円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,200円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,000円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルにつき1年	14円
	地下に設ける電線その他の線 類		8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルに つき1年	830円
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円
広告塔	表示面積1平方メートルに つき1年	3,700円	
その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1年	2,800円	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年	58円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		83円

	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		120円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		250円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		580円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,800円
	地下に設ける通路		1,100円
	その他のもの		2,800円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日 37円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月 370円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 370円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 3,700円
	標識		1本につき1年 2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時	1本につき1日 37円

		的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	370円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,700円
		その他のもの		1,800円
令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	370円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる	建築物			Aに0.023を乗じて得た額

施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「84円」を「83円」に、「130円」を「120円」に、「340円」を「330円」に、「840円」を「830円」に、「664,400円」を「676,700円」に改める。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料	
電柱及び電話柱	1本につき1年	2,400円	
その他の柱類		140円	
共架電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	14円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	長さ1メートルにつき1年	外径が0.1メートル未満のもの	83円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	120円

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	830円
工事中板囲、足場その他の工事中施設		使用面積1平方メートルにつき1月	370円
橋梁、栈橋、上屋その他これらに類する工作物		使用面積1平方メートルにつき	360円
その他のもの		1年	2,800円

(堺市公園条例の一部改正)

第4条 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

種別		単位	金額		
占用料	法第7条第1項第1号に掲げるもの	電柱、電話柱及び支線柱	第1種電柱	1本につき1年	1,500円
			第2種電柱		2,400円
			第3種電柱		3,200円
			第1種電話柱		1,400円
			第2種電話柱		2,200円
			第3種電話柱		3,000円
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14円	
		変圧塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円	
			1個につき1年	2,800円	
	法第7条第1項第2号に掲げるもの	管路	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	58円
外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				83円	
外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				120円	
外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				170円	

		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		580円
		外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		830円
		外径1.0メートル以上のもの		1,700円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円
	法第7条第1項第3号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱		1個につき1年	1,200円
	公衆電話所			2,800円
	法第7条第2項に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,400円
	令第12条第1項第1号に掲げるもの			1,100円
	令第12条第1項第2号に掲げるもの			1,600円
	令第12条第2項第1号に掲げるもの		1本につき1年	2,200円
	令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
	令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの			2,800円
	令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの			1,800円
	令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの			2,800円
	令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	600円
	その他の占用			130円
使用料	露天営業その他これに類する目的とする使用		使用面積1平方メートルにつき1日	100円
	広告宣伝又は放送の目的とする使用			400円
	業として撮影の目的とする使用		1回(2時間以内)につき	7,700円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用		使用面積10平方メートルにつき1日	23円

その他の使用	23円
--------	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市道路占用料条例（以下「新条例」という。）及び堺市準用河川占用料条例の別表の規定は、施行日以後の占用期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用が始まり、施行日以後も引き続き占用している物件で、その占用期間が1年以内のものに係る占用料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の堺市法定外公共物管理条例の別表の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、その使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

6 この条例による改正後の堺市公園条例の別表第2の規定は、施行日以後の使用許可又は占用許可の期間（以下「使用許可等期間」という。）に係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用許可等期間に係る使用料等については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用又は占用が始まり、施行日以後も引き続き使用し、又は占用している物件で、その使用許可等期間が1年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

(経過措置)

8 この条例の施行の際、現に道路占用者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第3項に規定するガス小売事業者を除く。）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占用物件に係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、占用料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占用料の額が前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額（次項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

9 この条例の施行の際、現に道路占用者である者（前項に掲げる者を除く。）の占用物件に

係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第57号

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の
一部を改正する条例

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第11項とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が

1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第7項まで、第10項及び第12項」を「第6項まで、第9項及び第11項」に改め、「第7条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加える。

第41条第1項中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加え、同条第2項中「第4条第3項から第5項」を「第4条第4項から第6項」に改め、「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の府道及び市道については、この条例による改正後の第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第58号

大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う
関係条例の整備に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 4 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の分限に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第27号)の規定によりなされていた分限の処分及びその手続等については、この条例の相当規定によりなされた分限の処分及びその手続等とみなす。

(堺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 4 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第26号)の規定によりなされていた懲戒の処分及びその手続等については、この条例の相当規定によりなされた懲戒の処分及びその手続等とみなす。

(堺市職員定数条例の一部改正)

第3条 堺市職員定数条例(昭和29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「933人」を「1,008人」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び6項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 35 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもの(以下「旧大阪狭山市職員」という。)に係るこの条例に規定する職務の

級及び号給又は給料月額並びにこれらの適用を受ける期間（次項において「職務の級等」という。）については、市長が定めるところにより決定するものとする。

36 前項の規定により決定された旧大阪狭山市職員の職務の級等が、令和3年4月1日現在において、他の職員との均衡を失っていると認められるときは、市長は、当該職務の級等について調整をすることができる。

37 旧大阪狭山市職員に係る第12条の規定の適用については、旧大阪狭山市職員が令和3年4月1日前に大阪狭山市において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算するものとする。

38 旧大阪狭山市職員については、大阪狭山市における職員としての在職期間を本市の職員としての在職期間とみなして第6条、第23条及び第24条の規定を適用する。

39 旧大阪狭山市職員について、令和3年4月1日前において一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、一般職の職員の給与に関する条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

40 附則第35項から前項までに定めるもののほか、旧大阪狭山市職員の給与の支給について必要な経過措置は、市長が定める。

（堺市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

13 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものに対するこの条例の適用については、大阪狭山市における職員としての在職期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）第7条の規定により同市の職員としての在職期間とみなされていた期間を、本市の職員としての在職期間とみなす。

（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

9 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員と

なったもの（次項において「旧大阪狭山市職員」という。）について職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号。次項において「大阪狭山市条例」という。）の規定によりなされていた同日以後の休暇に係る承認その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた休暇に係る承認その他の行為とみなす。

10 令和3年4月1日前に旧大阪狭山市職員が大阪狭山市条例第12条第1項の規定により付与された令和2年度の年次有給休暇の残日数を有していた場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、第9条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。

（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

7 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の規定によりなされていた育児休業及び部分休業に係る承認等については、この条例の相当規定によりなされた育児休業及び部分休業に係る承認等とみなす。この場合において、同日前にその者が大阪狭山市の職員として勤務した期間は、本市において勤務した期間とみなして第7条の規定を適用する。

（堺市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第8条 堺市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

第9条 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについては、大阪狭山市の職員としての勤続期間を本市の職員としての勤続期間とみなして第2条の規定を適用する。

（堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

堺市大阪狭山消防署	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	大阪狭山市の区域
-----------	--------------------	----------

（堺市火災予防条例の一部改正）

第10条 堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

- 9 令和3年4月1日前に旧大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号。以下「旧大阪狭山市条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 10 令和3年3月31日において、旧大阪狭山市条例及び旧大阪狭山市条例の一部を改正する条例の附則中経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたものとみなす。この場合において、同規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている旧大阪狭山市条例の規定は、この条例の相当規定に読み替えるものとする。
- 11 令和3年3月31日において、旧大阪狭山市条例の規定に基づき現に設置されている熱風炉、液体燃料若しくは気体燃料を使用する炉、厨房設備、変電設備、気体燃料を使用する器具、少量危険物若しくは可燃性液体類等を貯蔵し、若しくは取り扱うタンク（以下「炉等」という。）又は大阪狭山市の区域内において現に設置の工事中である炉等のうち、この条例の規定に適合しないものに係る位置、構造等の基準については、なお旧大阪狭山市条例の例による。
- 12 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分については、第5章の規定は、適用しない。ただし、当該防火対象物又はその部分について、令和3年4月1日以後に法第17条の2の5第2項第2号の政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えを行う場合は、この限りでない。
- 13 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、第73条の規定に適合しないものに係る客席の基準については、なお旧大阪狭山市条例の例による。
- 14 令和3年4月1日前に、大阪狭山市の区域内において現に第90条に規定する核燃料物質等を業務として貯蔵し、又は取り扱っている者であって、引き続き同日以後に当該核燃料物質等を業務として貯蔵し、又は取り扱うものは、同日以後速やかにその旨を消防署長に届け出なければならない。
- 15 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において現に行われている第91条第1項又は第2項の工事については、同条第1項又は第2項の規定により届け出たものとみなす。

16 令和3年4月1日前にした旧大阪狭山市条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

(堺市消防賞じゅつ金条例の一部改正)

第11条 堺市消防賞じゅつ金条例(平成20年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

3 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもののうち、同日前に発生した旧大阪狭山市消防賞じゅつ金支給条例(昭和49年大阪狭山市条例第10号)に基づく賞じゅつ金の支給の対象となる事故について同日前に同条例の規定による賞じゅつ金が授与されていないものについては、同条例の例により賞じゅつ金を授与するものとする。

(堺市消防手数料条例の一部改正)

第12条 堺市消防手数料条例(平成20年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

3 令和3年4月1日前に旧大阪狭山市消防手数料条例(平成12年大阪狭山市条例第11号。次項において「旧大阪狭山市条例」という。)の規定により納付された手数料の還付については、この条例の相当規定により手数料が納付されたものとみなして、第4条の規定を適用する。

4 令和3年4月1日前にした旧大阪狭山市条例第5条の規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第59号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表山口奨学基金の項及び播野奨学基金の項を削り、同表堺市奨学基金の項を次のように改める。

堺市奨学等基金	山口奨学基金、播野奨学基金、中堀奨学基金、我堂奨学基金、瀧口奨学基金等を基に、奨学金の交付その他の高等学校の生徒等に係る修学に資する事業に要する資金に充てるため
---------	--

別表堺市障害者奨学基金の項から瀧口奨学基金の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第60号

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表堺市立^{だいいち}第一幼稚園の項を削る。

第2条 堺市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表堺市立^{はったしやう}八田荘幼稚園の項、堺市立^{ひがしとうき}東陶器幼稚園の項、堺市立^{とみおか}登美丘^{ひがし}東幼稚園の項及び堺市立^{きたやしも}北八下幼稚園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。